OPRF 海洋政策研究財団

海洋安全保障情報月報

2006年9月号

目次

2006 年 9 月の主要事象
1. 情報要約
   1.1　治安
   解　説：国際海事機関、マラッカ・シンガポール海峡に関する国際会議開催
   トピック：海賊対策装置、「長距離音響装置」の利用拡大
   1.2　軍事
   1.3　外交・国際関係
   1.4　資源・環境等
2. 情報分析
   2.1　アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）の発効ーその概要と今後の課題
   2.2　サハリン２一部事業の取り消しについて

本月報は、公表された情報を執筆者が分析・評価し要約・作成したものであり、情報源を括弧書きで表記すると共にインターネットによるリンク先を掲載した。

発行者：秋山昌廣
執筆者：秋元一峰、犬塚勤、今泉武久、上野英詞、岡本直子、小谷哲男

本書の無断掲載、複写、複製を禁じます。

2006 年 9 月の主要事象

治安：アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）が 4 日に発効した（詳細については、2. 情報分析、2.1　アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）の発効、参照)。国際海事局（IMB）は、Google マップによるオンライン海賊地図の提供を開始した。新たな事案が確認されれば、24 時間以内に書き加えられる。国際海事機関（IMO）は 18～20 日の間、クアラルンプールで、「マラッカ・シンガポール海峡に関する会議：安全、セキュリティー及び環境保護の強化に関するにクアラルンプール会議」を開催した。会議には、マレーシア、インドネシア、シンガポールの沿岸 3 国に加え、28 カ国と国際機関が参加した。(詳細については、1.1　治安、「解説」参照)

軍事：8 月 21 日に中国の青島を出航した、ミサイル駆逐艦、青島と総合補給艦の 2 隻からなる中国艦隊（司令官・王福山、北海艦隊副司令）は 6 日、ハワイ真珠湾に到着した。その後中国艦隊は 11 日にサンディエゴ、25 日にカナダのビクトリアを訪問した。各寄港地では、米加両国海軍と演習を実施した。中国艦隊は 29 日に出航し、最後の訪問国、フィリピンに向かっている。

外交・国際関係：パラオを訪問した台湾の陳水扁総統は 4 日、「第 1 回台湾・太平洋友好国サミット」に出席した。サミットには、台湾と外交関係を持つ、パラオ、マーシャル諸島、キリバス、ナウル、ソロモン諸島、ツバルの各国首脳が出席した。訪米した韓国の盧武鉉大統領は 14 日、ホワイトハウスでブッシュ米大統領と会談し、戦時における作戦統制権の移管問題や北朝鮮問題について話し合った。米議会の米中経済安全保障調査委員会は 14 日、北朝鮮とイランに対する核兵器と弾道ミサイルの拡散に関する中国の役割について公聴会を開催し、政府からロドマン国防次官補とデサッター国務次官補が証言した。

資源・環境等：ロシアのプーチン大統領は 15 日、今後 10 年間でアジア太平洋地域への石油輸出を現在の全輸出量の 3%から少なくとも 30%までに増大させると語った。ロシア天然資源省は 18 日、環境対策の不備を理由に原油・天然ガスプロジェクト「サハリン 2」事業の一部停止を命令、トルトノフ天然資源相が 20 日、工事認可を取り消す文書に署名、即時発効し開発工事は停止された。これについては、2.2　サハリン 2 一部事業の取り消しについて、参照。

1. 情報要約

1.1 治安

9 月 4 日「アジア海賊対策地域協力協定、発効」(Statement of MINISTRY OF FOREIGN AFFAIRS, SINGAPORE, September 4, 2006)

シンガポール外務省は 4 日の声明で、アジア海賊対策地域協力協定（the Regional Cooperation Agreement on Combating Piracy and Armed Robbery against Ships in Asia: ReCAAP）が同日付けで発効した、と述べた。また、声明によれば、ReCAAP 協定に基づいてシンガポールに開設された、情報共有センター（the ReCAAP Information Sharing Centre: ISC）の総務会（the Governing Council）の最初の会議は、11 月 27‐30 日の間、シンガポールで開催される。(ReCAAP の発効については、2．情報分析、2.1　「アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）の発効―その概要と課題」、参照)

9 月 7 日「バルチック国際海運協議会、米沿岸警備隊とパートナーシップ協定に調印」(BIMCO HP, September 11, 2006)

バルチック国際海運協議会（BIMCO）は 7 日、米沿岸警備隊との間で、沿岸警備隊と海運業界の間のコミュニケーションと協力関係の強化を狙いとした、パートナーシップ協定に調印した。この協定は、1998 年に調印された協定を拡充するものであり、これによって BIMCO と沿岸警備隊との間で、海運の安全に対する将来の挑戦に対処する長期的な戦略を開発するための対話が強化されると期待されている。

（注：BIMCO は、1905 年にデンマークで設立された世界最大の国際海運団体で、123 カ国、約 2,400 人の会員を擁する。BIMCO のオーナー会員全体で、世界の商船の 65%、約 5 億 2,500 万 DWT の船舶を所有している。HP：http://www.bimco.org ）

9 月 11 日「国際海事局、オンライン海賊地図の提供開始」(The Star Online, September 11, 2006)

国際商業会議所（ICC）の国際海事局（IMB）は、Google マップによるオンライン海賊地図の提供を開始した。地図は、衛星写真地図、平面図（国名・国境明示）及び 2 つの合成図の 3 つの形式で提供され、未遂事案を含む、海賊事案生起の場所をバルーンで示し、バルーンをクリックすれば事案の概要が示される。新たな事案が確認されれば、24 時間以内に書き加えられる。IMB のムカンダン局長は、この地図が IMB 海賊通報センターの警報情報と共に、危険海域の位置を知らせ、乗組員の対処準備に資すると共に、海洋法執行機関の哨戒活動や研究者による海賊攻撃の地勢的状況分析にも役立つとことを期待している、と述べている。

海賊地図は、HP：http://www.icc-ccs.org/extra/display.php　からアクセス可能である。

9 月 11 日「マレーシア運輸相、マラッカ海峡の利用国負担を期待」(AFP, September 11, 2006)

マレーシアのチャン・コイ・チョイ運輸相は 11 日、アジア海洋補給会議（the Asia Maritime and Logistics conference）の基調演説で、「マラッカ海峡の安全維持と環境保全の責任は沿岸国のみに帰せられるべきものではなく、利用国も負担すべきである。我々は、国際海運コミュニティーが、マレ

ーシアからだけでなく、シンガポールとインドネシアを含む沿岸国からの呼びかけに応えることを期待している」と述べた。

毎年、世界の海運の約３分の１がマラッカ海峡を通航しており、また１日当たり約 1,100 万バレルの原油が運ばれている。2005 年の年間通航船舶数は６万隻を超えており、マレーシア当局は、2020 年までにはこれが倍増すると見積もっている。

チョイ運輸相は、沿岸国の負担は数億リンギットに上っているとして、「航法支援装置を設置し、海上・航空哨戒活動を行う費用は、沿岸国にとって大きな負担となっている。しかもこれらは毎年必要とする経費である。これらは、沿岸国だけで負担するには、大き過ぎる任務であり、負担であり、責任である」と指摘した。同運輸相によれば、沿岸国間では費用負担問題について論議されており、マレーシアはこの問題について既に多くの利用国との間で二国間の話し合いをしてきている。

9 月 24 日「オーストラリア北部海域、不法操業増加」（The Australian, September 25, 2006）

オーストラリア北部海域ではこれまでに、275 隻の漁船と 2,140 人の漁民が不法操業で逮捕されたが、その大部分はインドネシア人で、間もなく 2005 年の逮捕者総数を上回ると見られている。2005 年には、この海域で 281 隻の漁船と 2,206 人の漁民が逮捕された。

解　説

国際海事機関、マラッカ・シンガポール海峡に関する国際会議開催

国際海事機関（IMO）は 9 月 18〜20 日の間、クアラルンプールで、「マラッカ・シンガポール海峡に関する会議：安全、セキュリティー及び環境保護の強化に関するにクアラルンプール会議」を開催した。会議には、マレーシア、インドネシア、シンガポールの沿岸 3 国に加え、28 カ国と国際機関が参加した。この会議は、2005 年 9 月にジャカルタで開催された会議のフォローアップである。会議終了後、クアラルンプール声明が発表された。次回の会議は 2007 年にシンガポールで開催される。

22 日の IMO のプレス･ブリーフィングによれば、この会議では沿岸 3 国から以下の 6 つのプロジェクトが提案された。

①マラッカ・シンガポール海峡（マ･シ海峡）における難破船の撤去
②危険、有害物資対処における協力と能力の強化
③小型船舶への自動識別システム（AIS）送受信機搭載計画の試行
④マ･シ海峡における航行の安全と海洋環境保護を強化するための潮汐、海流、風力測定システムの設置
⑤マ･シ海峡における航法支援装置の更新と管理
⑥2004 年 12 月の津波によって損傷した航法支援装置の更新

会議は、これらのプロジェクトを支持すると共に、沿岸 3 国、利用国、海運業界及びその他の利害関係者が、これらのプロジェクトとマ･シ海峡の航法支援装置の管理、更新のための自発的な費用負担のメカニズム（a mechanism for voluntary funding）の構築に向けて協力すべきことに合意した。また、会議は、沿岸 3 国、利用国、海運業界及びその他の利害関係者間の対話を促進し、緊密な協力を実現するための、沿岸 3 国の継続的な努力を支援していくことに合意した。

更に、会議は、航行の安全に関する 3 国技術専門家グループ（TTEG）による、マ･シ海峡における航行の安全を強化し海洋環境を保護するための作業を、引き続き支援し慫慂すべきことに合意すると共に、沿岸 3 国がマ･シ海峡の海洋安全保障の強化に向けて努力を継続すべきことに合意した。

IMO Press Briefing: http://www.imo.org/
The Kuala Lumpur Statement:
http://www.imo.org/includes/blastDataOnly.asp/data_id%3D15677/kualalumpurstatement.pdf

この会議で注目されるのは、沿岸 3 国、利用国、海運業界及びその他の利害関係者による自発的な費用負担のメカニズムの構築に向けて協力すべきことに合意したことである。IMO のミトロポーロス事務局長は、利用国の費用負担の在り方については、財政的貢献のみならず、要員の訓練、技術的支援の提供､情報の共有などの多くの選択肢があり得るとし、2006 年 7 月から試験的運用が始まった、海上電子ハイウェー（the Maritime Electronic Highway: MEH）計画が将来の負担の 1 つの雛型になり得る、と語った。（Lloyd's List, September 19, 2006）IMO のプレス・ブリーフィングによれば、MEH 試行計画は、沿岸 3 国と協力して IMO が開発し、世界銀行の地球環境ファシリティ（the Global Environmental Facility of the World Bank）から融資を受け、韓国からは財政的支援を受けた。この計画の費用は 686 万米ドルである。ミトロポーロス事務局長は、費用負担問題に関連して、マ･シ海峡の利用に当たって海運業者に通航料の支払いを求める如何なる計画もないことを確認している。海運業界には、パナマ運河やスエズ運河のように、何らかの形で通航料を課せられることになるのではないかとの懸念があった。同局長は、「国際海峡の場合、航行の安全確保によって利益を受けるのは、沿岸国だけでなく、利用国も利益を受けるのであり、従って利用国も自発的ベースで貢献するのがフェアーな在り方である」と述べている。(Lloyd's List, September 20,

2006）

今回の会議では、6 つのプロジェクトの具体的な費用については明らかにされていないが、Lloyd's List が入手した資料によれば、総額で 1 億米ドルを超える費用と見積もられている。それによれば、最も費用を要するプロジェクトは難破船の撤去で、分離航路帯に 12 隻の危険な難破船があり、1 隻当たりの撤去費用は 1,500 万米ドル、全部で 1 億 7,000 万米ドルと見積もられている。次に費用を要するのは航法支援装置の更新と管理で、10 年間にわたって 1,800 万米ドルの費用が見積もられている。また、危険、有害物資対処能力の強化については 350 万米ドル、AIS 送受信機搭載計画の試行については 40 万米ドル、潮汐、海流、風力測定システムの設置については 140 万米ドル、津波によって損傷した航法支援装置の更新については 27 万 6,000 米ドルと見積もられている。（Lloyd's List, September 21, 2006）

利用国による負担という面では、これまで日本は大きな貢献をしてきた。今回の会議で、日本海難防止協会シンガポール事務所（Nippon Maritime Centre: NMC）の市岡卓所長は、マ・シ海峡の利用状況に応じて各国は応分の負担をすべきであるとして、以下の諸点を指摘している。①通峡する船舶のほとんどが日本船であった 1960 年代とは異なり、今日では利用国が多様化している。急速な経済成長に伴って、特に東アジア諸国の利用が増えており、日本はこれまでのように唯一の貢献国であることはできない。②2004 年の調査によれば、船籍と隻数で見る利用国の割合は、日本 15.1%、シンガポール 13.1%、ドイツ 9.8%、ギリシャ 8.3%、中国 8.1%である。トン数で見れば、日本 18.6%、ギリシャ 13.4%、中国 10.5%、ドイツ 9.3%となっている。③負担分担のフレームワーク作りに当たっては、こうして傾向を反映すべきである。（The Star Online, September 18, 2006）

日本以外の国としては、米国、中国、韓国が沿岸 3 国に対して協力の意思を表明している。中国は、津波によって損傷した航法支援装置の更新を支援する意思を表明している。（The Star Online, September 20, 2006）また、マレーシアのナジブ副首相によれば、中国は同国の海洋法令執行庁に対して訓練支援を提供することを表明している。（Shiptalk, September 20, 2006）

☠ トピック ☠

海賊対策装置、「長距離音響装置」の利用拡大

長距離音響装置（Long Range Acoustic Device: Lrad）は、2000 年に米艦 Cole がイエメン沖でテロ攻撃を受けた後に米軍によって開発された音響装置で、最大 1 キロの範囲で 150 デシベルの指向性の高い大音響を発する装置である。この装置は、2005 年 11 月のソマリア沖での米客船、Seabourn Spirit に対する海賊襲撃事案で初めて使用された（本月報、2005 年 11 月特集参照）。Lrad は、50 カ国語までのメッセージをライブで、あるいは事前録音で発することができる。Lrad は、American Technology Corporation（ATC）によって製造されており、非致死性の装置として、民間船舶や石油・天然ガス業界において、海賊対策やその他の脅威に対処するために、利用が広がりつつある。ATC は、これまで 100 セット近くを販売している。価格は 2 万 3,000～4 万 5,000 米ドルである。（The Business Times, September 13, 2006）

http://en.wikipedia.org/wiki/Image:LRAD-US-Navy.jpg

1.2　軍事

9 月 1 日「米、ミサイル迎撃実験に成功」（American Forces Press Service, September 1, 2006）
米国防省ミサイル防衛局長オベリン空軍中将は 1 日、陸上発射型ミサイル防衛システムの発射実験を実施し、完全に成功したと語った。実験は実戦モードで行われ、カリフォルニア州バンデンバーグ基地から実戦配備迎撃ミサイルが発射され、アラスカ州フォート・グリーリ基地から発射された模擬弾道ミサイルを太平洋上で迎撃することに成功し、オベリン中将によれば、「ミサイル防衛網の配備に向けて大いなる前進となった」と評価した。次回のテストは 12 月に実施される。

9 月 1 日「パキスタン、米海軍と合同演習実施」（Xinhua, September 1, 2006）
パキスタン海軍は 1 日、米海軍との間で 9 月 4～6 日間、北部アラビア海で合同演習、Inspired Union 06'を実施すると発表した。演習の目的は、海上阻止作戦、対テロ及びその他の専門的技能を演練するものである。

9 月 1 日「ロシア、中国にエアークッション揚陸艇提供へ」（RIA Novosti, September 1, 2006）
ロシア最大の造船会社、Almaz の代表は 1 日、同社が 6 隻の大型エアークッション揚陸艇を中国に提供する契約を 2007 年に締結する、と述べた。大型エアークッション揚陸艇、Zubr は、世界最大の揚陸艇で、T-80 戦車 3 両あるいは BTR-70 装甲兵員輸送車 10 両を兵員と共に搭載でき、総積載量は 140 トン、最大速度 60 ノット、航続距離 300 マイルである。

9 月 4 日「シンガポール・インドネシア、合同年次演習実施」（Channel News Asia, September 13, 2006）
シンガポールとインドネシアは 4 日から 16 日まで、18 回目の合同年次演習、Safkar Indopura をインドネシアで開始した。この演習には、両国から約 2,000 の兵員が参加しており、両国軍の作戦、訓練手順に習熟することが狙いである。

9 月 6 日「インド・ドイツ、防衛協力協定調印」（Hindustan Times, September 7, 2006）
インドのムカジー国防相は 6 日、訪印中のドイツ国防相との間で、初めてのインド・ドイツ防衛協力協定に調印した。協定の詳細は公表されていないが、技術移転、武器売却、合同協力、ハイテク兵器の共同生産、合同軍事訓練の強化、及び高級軍事レベルの交流などが含まれているといわれる。インドが公式に防衛協定に調印した国としては、ロシア、フランス、英国に次いで、ドイツが 4 番目の国となった。

9 月 6～25 日「中国艦隊、米加を訪問」（PLA Daily, September 8, 2006 and other sources）
8 月 21 日に中国の青島を出航した、ミサイル駆逐艦、青島と総合補給艦の 2 隻からなる中国艦隊（司令官・王福山、北海艦隊副司令）は 6 日、ハワイ真珠湾に到着した。中国艦隊の真珠湾訪問は、6 年ぶりである。真珠湾滞在中、米艦との間で、合同通信・機動演習を実施した。
米中間の軍事交流については、米議会が 2000 年度国防授権法の付帯条項で、一定の制約を課している。しかし、米海軍は、年 2 回の中国港湾訪問を実施してきた。6 月には、第 7 艦隊旗艦、Blue Ridge

が上海を訪問した。中国は、毎年4回の米艦訪問に合意している。一方、中国艦隊の最後の米国訪問は、2003年のグアム訪問であった。米太平洋軍の計画・政策担当官、スキニー大佐は、相互主義の観点から、透明性を向上させるためにも、米国と同数程度の中国艦艇の訪問を期待している、と語っている。太平洋軍報道官によれば、ファロン太平洋軍司令官は最近の訪中で、透明性の向上と相互主義で応えることで初めて制約の解除が可能になると中国側に伝えた。（The Honolulu Advertiser, September 6, 2006）

以下は、その後の中国艦隊の動静である。

中国艦隊は11日、サンディエゴに到着した。米本土港湾への中国艦隊の訪問は9年ぶり2度目である。滞在中、中国艦隊は、米海軍との間で、合同捜索救難演習を実施した。（Xinhua, September 19, 2006）

中国艦隊は25日、カナダのビクトリアに到着した。中国艦隊が初めてカナダを訪問したのは2000年で、一方カナダ海軍は中国の港湾を3度訪問している。滞在中、両国海軍は、親善スポーツゲームや演習を実施した。中国艦隊は29日に出航し、最後の訪問国、フィリピンに向かうことになっている。（Times Colonist, September 25, 2006）

9月7日「5カ国防衛取極加盟国、合同演習開始」（BERNAMA, September 7, 2006）

シンガポール国防省の7日付け声明によれば､5カ国防衛取極（Five Power Defence Arrangements: FPDA）加盟国、オーストラリア、マレーシア、ニュージーランド、シンガポール及び英国からの部隊が参加する年次演習、Exercise Bersama Paudu 2006が9月4日から始まり、22日まで行われる。シンガポール、マレー半島、東シナ海で実施される演習には、21隻の艦艇、85機の航空機、及び潜水艦1隻が参加する。この演習は、地域の平和と安定を強化すると共に、この地域が直面する安全保障上の課題に対処するFPDAの能力を強化することを狙いとしている。

The Statement of MINDEF Singapore: http://www.mindef.gov.sg/imindef/home.html

9月7日「ロシア、新型潜水艦発射弾道ミサイルのテスト発射」（Interfax, September 7, 2006）

ロシア国防省によれば、北洋艦隊の戦略原潜、Domitri Donskoyは7日、新型潜水艦発射弾道ミサイル、Bulava（SS-NX-30）を潜水状態からテスト発射した。宇宙軍がミサイル発射と飛翔をモニターした。Domitri Donskoyは、同型ミサイルを2005年9月には浮上状態で、12月には潜水状態で、それぞれテスト発射している。このミサイルは、10個の個別誘導弾頭を搭載し、最大射程は8,000キロである。

9月8日「中央アジア5カ国、非核地帯条約に調印」（International Herald Tribune, September 11, 2006）

中央アジアのカザフスタン、キルギス、ウズベキスタン、タジキスタン、トルクメニスタンは8日、カザフスタンのセミパラチンスクで、ウラニウム資源の豊富なこの地域を非核地帯（核兵器を保有せず、持ち込ませず）にする条約に調印した。しかしながら、この条約は、一定の環境下で中央アジアでの核兵器の輸送と配備をロシアに認めた、1992年の合同協定を廃棄していない。米国、英国、フランスはこれを理由に調印式をボイコットしたが、ロシアと中国は代表を派遣した。米国はキルギスに空軍基地を持っており､タジキスタンはアフガニスタンでの任務を遂行するNATO軍の軍用機に国内基地の利用を認めている。

9 月 12 日「パキスタン、P-3C 海上哨戒機の運用再開」（The Hindu, September 14, 2006）

パキスタン海軍は 12 日、保有する 2 機の P-3C 海上哨戒機の運用を開始した。同機は、米国から部品が提供されなかったために、ほぼ 5 年前から運用不能であった。米国による対パキスタン軍事制裁が解除されたことで、2005 年 1 月にロッキード社と米海軍との間で 2 機の P-3C を再就役させる契約が調印され、12 日にカラチでの再就役式典が開催されることとなった。

9 月 19 日「中国・タジキスタン、合同軍事演習実施へ」（Xinhua, September 19, 2006）

中国とタジキスタンは、2006 年 4 月に調印した了解覚書に従って、22～23 日の間、初めての合同軍事演習、Cooperation-2006 を実施する。この演習は、国際テロ対処、危機対処に加えて、新たな課題と脅威に対処する能力強化を狙いとするもので、如何なる第 3 国をも対象とするものではない。両国の軍事演習は、上海協力機構（SCO）の枠内で実施されている幾つかの合同演習の一環である。中国が SCO の枠組みで最初に実施した演習は、2002 年 10 月にキルギスとの間で行われた。

9 月 19 日「ロシア・ウズベキスタン、対テロ合同演習開始」（RIA Novosti, September 19, 2006）

ロシアとウズベキスタンは 19 日、ロシア南部で対テロ合同演習を開始した。5 日間にわたって行われる演習は、合同対テロ計画立案と戦略を改善することを狙いとしており、両国から特殊部隊と対テロ警察部隊が参加する。両国の国防相は演習を視察する。

9 月 26 日「米国、インドに揚陸艦供与へ」（The Times of India, September 26, 2006）

最近インドを訪問した、米太平洋艦隊のローヘッド司令官によれば、インド海軍に部隊、装備の長距離輸送能力を付与するために、米海軍は揚陸艦、USS Trenton を 2006 年 12 月中に供与することになっている。

9 月 28 日「ロシア、中国に駆逐艦引き渡し」（Reuters, September 28, 2006）

ロシアは 28 日、最新の兵装を搭載した、4 隻目のソブレメンヌイ級駆逐艦を中国に引き渡した。これは、総額 15 億米ドルになる 2002 年の契約に基づいて中国に引き渡される最後の艦である。この艦は SS-N-22 Sunburn 超音速対艦ミサイルを装備しており、米海軍でさえ有効な防衛能力を持っていない。

1.3　外交・国際関係

9 月 4 日「台湾、パラオで第 1 回台湾・太平洋友好国サミット開催」（台湾総統府 HP、2006 年 9 月 4 日）

パラオを訪問した台湾の陳水扁総統は 4 日、「第 1 回台湾・太平洋友好国サミット」（The First Taiwan-Pacific Allies Summit）に出席した。サミットには、台湾と外交関係を持つ、パラオ、マーシャル諸島、キリバス、ナウル、ソロモン諸島、ツバルの各国首脳が出席した。

会議後発表された共同声明では、海洋民主主義友好国間の広範なパートナーシップを強化するために、①陸海の法令執行機関に対する訓練支援、②デジタル政府に向けての IT 関連分野に対する支援、

③観光、健康医療、自然環境保護、農漁業、経済、文化面での協力関係の強化、等について合意した。2007 年のサミットは、マーシャル諸島で開催される。（中国が 2006 年 4 月にフィジーで開催した、「第 1 回中国・太平洋島嶼諸国経済発展協力フォーラム閣僚会議」については、本月報 4 月号分析参照）

共同声明：
http://www.president.gov.tw/en/prog/news_release/document_content.php?id=1105499230&pre_id=1105499230&g_category_number=145&category_number_2=145

なお陳水扁総統は、今回の訪問に当たって、初めて国章をつけた専用機を使用した。総統は、これを「歴史的瞬間」とし、「我々は台湾の主権を誇示する如何なる機会も逃さない」と見送りの政府高官に述べた。（AFP, September 4, 2006）一方、米政府は、総統が台湾への帰途、給油のためにグアムに立ち寄ることを認めた。総統は、パラオで中華航空チャーター機に乗り換え、5 日にナウルを訪問後、グアム経由台湾に帰る。総統府は、チャーター機への乗り換えはナウルの空港が狭いためとしている。（Taipei Times, September 3, 2006）

9 月 13 日「陳水扁台湾総統、『台湾』で国連加盟申請へ」（Taiwan News, September 14, 2006）

台湾の陳水扁総統は 13 日、台湾の国連加盟案が 12 日に 14 年連続で拒否されたことを受けて行われた米国の有識者らとのテレビ会談で、「台湾」の名称で国連への加盟申請を行う、と述べた。総統は、この問題では、台湾住民の 79%が「台湾」名称による国連加盟申請に賛成していると指摘し、「国連加盟申請に当たって『台湾』名称を使用することは、台湾が国際社会に参加する最善の選択肢である」と強調した。

9 月 14 日「米韓首脳会談、開催」（The White House HP, September 14, 2006）

訪米した韓国の盧武鉉大統領は 14 日、ホワイトハウスでブッシュ米大統領と会談した。会談後の記者会見で、両首脳は要旨以下のように述べた。

戦時における作戦統制権を米側から韓国に移管する問題について、盧武鉉大統領は、①ブッシュ大統領が朝鮮半島の防衛に対する米国のコミットメントの継続を確認したことを歓迎する、②統制権の移管問題については、これが政治的問題ではなく、両国間の実務レベルで論議すべき問題であることで一致した、と述べた。これに対してブッシュ大統領は、在韓米軍の地位や規模については適切な時期に合意すべく、適切なレベルで協議していく、と述べた。

北朝鮮問題については、ブッシュ大統領は、問題を平和的に解決すべく、6 者会合に対するコミットメントを再確認した、と述べた。盧武鉉大統領は、米国が更なる制裁措置をとることに韓国内で懸念がないか、更なる制裁は 6 者会合の成功を危うくしないかと問われて、①我々は 6 者会合の再開に向けて最大限の努力をしている、②北朝鮮のミサイル発射に対して韓国は米や肥料の供与を停止したが、南北関係を損なわないために、これらの措置を効果が同じでも制裁とは呼びたくない、③米政府の更なる制裁は米国の法令に基づいて行われるもので、我々は現時点では制裁を検討しない、と答えた。

共同記者会見：http://www.whitehouse.gov/news/releases/2006/09/print/20060914-5.html

記者会見でも見られるように、米韓両国の間には、北朝鮮への対応などを巡って差異が見られる。今回の会談でも、最近の米韓関係の雰囲気を反映しているとして、**International Herald Tribune**

（September, 16-17, 2006）は、以下のように報じている。①ブッシュ大統領の側近は、最近数カ月間、盧武鉉政権とのギャップが覆い隠せないほど広がってきている―ある高官は「日本海ほども広い」と語っている―ことを認識していた。②盧武鉉大統領に対する処遇も、6 月の小泉首相の訪米時の温かい歓迎ぶりとは雲泥の差であった。盧大統領の待遇は、大統領執務室での 1 時間の会談とあわただしい昼食だけであった。③ブッシュ第 1 期の国務省政策立案局長であった、マイケル・レイスが「両指導者は北朝鮮と今後の対応について意見が一致していないことに合意すべきであった」と指摘するほど、同盟間の緊張は大きい。④ブッシュ大統領は、盧武鉉大統領とは丁重だが距離を置いた関係を保っている。記者会見の雰囲気もそれを現していたし、共同声明もなかった。ホワイトハウスの高官によれば、ブッシュ大統領は、盧大統領が政治犯収容所を持ち隣国を脅かす国に対して宥和政策をとっていると見ており、一方、盧大統領は、ブッシュ大統領のアプローチを危険な失策と見なしているようである。

9 月 14 日「米政府高官、北朝鮮・イランへの核兵器・ミサイル拡散に関する中国の役割について証言」（U.S.-China Economic and Security Review Commission HP, September 14, 2006）

米議会の米中経済安全保障調査委員会は 14 日、北朝鮮とイランに対する核兵器と弾道ミサイルの拡散に関する中国の役割について公聴会を開催し、政府からロドマン国防次官補とデサッター国務次官補が証言した。

ロドマン国防次官補は要旨以下のように証言した。①7 月 4 日の北朝鮮のミサイル発射、そして 7 月 14 日にレバノンのヒズボラが中国製 C-802 シルクワーム対艦巡航ミサイルでレバノン沖のイスラエル艦艇を攻撃したこと、2 つの事例は、中国が過去にそして現在も拡散に関与してきたことを示す事例である。②中国の輸出管理と米国が中国に求める高度な拡散防止政策との間には、深刻なギャップがある。米国は、中国がイランに対して、通常兵器の移転に加えて、弾道ミサイル、核兵器、化学兵器計画を支援してきたことを懸念している。③北朝鮮のミサイル発射後の中国の対応が国際社会に拡散防止キャンペーンへの中国の今後の関与を示唆するものであることを期待する。

ロドマン証言：
http://www.uscc.gov/hearings/2006hearings/written_testimonies/06_09_14wrts/06_09_14_rodman_statement.pdf

デサッター国務次官補（検証、遵守、履行問題担当）は証言で、①中国政府は 2000 年 11 月、核弾頭を搭載できる弾道ミサイルの開発については如何なる国に対してもどんな形でも支援しないと誓約し、また 2002 年にも包括的なミサイル関連技術の輸出管理に合意した、②にもかかわらず、中国企業は主としてイランと北朝鮮に対してミサイル関連技術や関連資材の移転を続け、これらは両国のミサイル開発に大きく寄与している、③我々が中国の拡散行為に抱いている最大の不満は、拡散の大部分が同じ企業体によって行われていることである、と述べた。

デサッター証言：
http://www.uscc.gov/hearings/2006hearings/written_testimonies/06_09_14wrts/06_09_14_desutter_statement.pdf

1.4　資源・環境等

9 月 10 日「韓国、エネルギー外交強化へ」（Yonhap News, September 11, 2006）

韓国の丁世均（チョン・セギュン）産業資源部長官は 10 日、エネルギー外交の一環として、ウズベキスタン、ルーマニア、フィンランドを含む 5 カ国訪問からの帰国後、エネルギーの自給能力を高めるために、石油・天然ガスを確保する努力を強化していく、と語った。同相の訪問時、ウズベキスタンとの間で、アラル海での天然ガス生産で、韓国国営の Korea National Oil Corp.（KNOC）に 20%の配分を認める、総額 2,000 万米ドルのガス生産配分協定に調印した。

9 月 11 日「ロシア、2006 年末までに新型原子力砕氷船就役」（RIA Novosti, September 13, 2006）

ロシア運輸省は 11 日、2006 年末までに新型の原子力砕氷船が就役することを明らかにした。1989 年から建造されてきたこの砕氷船は、世界最大の砕氷船で、2 万 5,000 トン、最大 2.8 メートルの砕氷能力を持つ。ロシアの現有原子力砕氷船は、Arktika 級 6 隻と Taymyr 級 2 隻である。専門家によれば、ロシアは、今後 20 年間で、北極海大陸棚の開発と北極海ルートの船舶航行の増大に対処するために、6 隻から 10 隻の原子力砕氷船が必要になると見られている。

9 月 13 日「中国・英国、エネルギー作業グループ設置に合意」（People's Daily Online, September 14, 2006）

中国と英国は 13 日、両国間で合同エネルギー作業グループを設置する協定に調印した。これによって、ガス・電力分野における協力関係を拡充すると共に、再生可能なエネルギー生産に関する情報を共有することになる。

9 月 14 日「インド、スリランカ沖の流出石油除去を支援」（Colombo Page, September 14, 2006）

インド沿岸警備隊は、スリランカ南部の沖合で沈没したバングラデシュの貨物船から流出した石油を除去するために、2 隻の艦艇と航空機数機を派遣した。

9 月 15 日「ロシア、今後 10 年間でアジア太平洋地域への石油輸出を大幅増」（The Russia Journal, September 18, 2006）

ロシアのプーチン大統領は 15 日、黒海のリゾート地、ソチで G8 国会議長と会談し、今後 10 年間でアジア太平洋地域への石油輸出を現在の全輸出量の 3%から少なくとも 30%までに増大させる、と語った。デメンチェフ産業エネルギー相も 9 月初め、2020 年までにアジア太平洋地域のシェアーは石油で現在の 3%から 30%に、天然ガスで 5%から少なくとも 25%に増えると予測している、と述べた。同相は、この数字は東部におけるエネルギー計画が遂行され、サハリン沖のエネルギー生産が始まれば、達成が可能である、としている。（サハリン沖のエネルギー開発の動向については、2.2　サハリン 2 一部事業の取り消しについて、参照）

石油パイプラインの建設もアジア太平洋地域へのエネルギー供給増に不可欠である。2006 年 4 月に始まった、当初見積もりで 115 億米ドルと見込まれた東シベリア・太平洋（the East Siberia-Pacific Ocean：ESPO）石油パイプラインの建設は、現在 100 キロ以上の敷設が終わり、更に 330 キロの敷設準備が完了している。

9 月 20 日「シンガポール外相、パナマ運河拡張計画に支援表明」（The Business Times, September 20, 2006）

パナマ訪問中のシンガポールのヨー外相は、「パナマ運河の拡張は、パナマのみならず、世界の海運業界と世界経済にとって重要である」と述べ、シンガポールは運河の拡張計画を支援する意向を表明した。パナマ運河の拡張計画は、運河通航の過密緩和を狙いとし、新たな通航レーンを建設し、通航能力を倍増させせようとするものである。これまで通峡できなかった大型船舶の通峡を可能にするための 3 つ目の新たな閘門の建設が計画されている。パナマ議会は 10 月 22 日に、運河拡張計画に対する国民投票を予定している。

9 月 20 日「キリバス、地球温暖化と海面上昇に各国の真剣な取り組みを要請」（Scoop, September 25, 2006）

太平洋の島国、キリバスのオノリオ副大統領は 20 日、国連総会で、地球温暖化と海面上昇問題に各国の真剣な取り組みを求めた。副大統領は、低い珊瑚礁でできたキリバスのような国にとって、地球温暖化と海面上昇には特に脆弱であり、深刻な安全保障問題であると述べ、この重要な環境問題にコンセンサスがないことに強い不満を表明した。

2. 情報分析

2.1　アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）の発効―その概要と今後の課題

アジア海賊対策地域協力協定（the Regional Cooperation Agreement on Combating Piracy and Armed Robbery against Ships in Asia: ReCAAP）が 9 月 4 日、発効した。この協定（以下、ReCAAP）は、アジアにおける海賊対策のための初めての政府間協定である。8 月のロイズ保険組合によるマラッカ海峡の戦争危険海域指定解除に続いて、ReCAAP の発効は、アジアの海洋における安全確保において重要な意義を持つ。以下は、ReCAAP の概要と今後の課題について取り纏めたものである。

１．ReCAAP の経緯

ReCAAP は、東南アジアにおける海賊の急増が日本の海上輸送やアジア地域全体の経済発展にとって大きな脅威となっているとの認識から、アジアの海賊問題に有効に対処するために、2001 年 11 月の ASEAN＋3 会議において、小泉純一郎首相が地域協力促進のための法的枠組みの作成を提案したのが嚆矢である。交渉参加国は、日本に加えて、ASEAN10 カ国（インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジア）、中国、韓国、インド、スリランカ、バングラデシュの 16 カ国で、2004 年 11 月に協定が採択された。

外務省 HP によれば、2006 年 9 月現在の協定締結状況は以下の通りである。締約国は、日本、シンガポール、ラオス、タイ、フィリピン、ミャンマー、韓国、カンボジア、ベトナム、インド、スリランカの 11 カ国である。協定に署名したが、批准書をシンガポール政府に寄託していない署名国はブルネイ、バングラデシュの 2 カ国である。署名、締結のいずれも行っていない国は、インドネシア、マレーシア、中国の 3 カ国である。ReCAAP は、2006 年 6 月に締約国が協定発効の要件である 10 カ国に達し、その 90 日後である 9 月 4 日に発効した。

２．ReCAAP の概要

⑴　協定に見る「海賊」の定義

ReCAAP は、前文及び 5 部 21 条からなる。ReCAAP の目的は、海賊に関する情報共有体制と協力網の構築を通じて各国海洋法令執行機関の間の協力強化を図ることにある。

ReCAAP は、対象とする「海賊」(piracy) と「船舶に対する武装強盗」(armed robbery against ships) について、第 1 条で以下のように定義している。「海賊」とはまず、私有の船舶や航空機の乗組員又は乗客が、公海上あるいはいずれの国家の管轄権にも服さない場所における他の船舶又はその船上の個人や財産を対象として、私的目的で不法な暴力行為又は拘束あるいは略奪を行うことを言う。更に、船舶もしくは航空機を海賊船または海賊航空機に使用する事実を知りながら当該船舶もしくは航空機の活動に自発的に参加する全ての行為、そしてこれらの海賊行為を扇動又は故意に助長する全ての行為、と定義されている。この定義は、国連海洋法条約第 101 条の定義と同じである。

「船舶に対する武装強盗」については、①締約国の管轄権内にある場所で、他の船舶またはその船上の個人又は財産を対象として、私的目的で行う全ての不法な暴力行為又は拘束あるいは略奪行為、②船舶を他の船舶に対する武装強盗の用に供することを承知しながら当該船舶の活動に自発的に参加する全ての行為、③前記①又は②の行為を扇動又は故意に助長する全ての行為、と定義されている。

⑵ 情報共有センターの組織

海賊対策の要諦は、関係各国が如何に緊密な協力体制を構築できるかにある。ReCAAP の目的を効果的に実現するための中核が、情報共有センター（the ReCAAP Information Sharing Centre: ISC）の設置である。ISC は、ReCAAP の下でシンガポールに設置される常設の独立国際機関である。協定第 2 部の規定によれば、ISC は総務会（Governing Council）と事務局（Secretariat）で構成され、以下のように規定されている。

①総務会は、各締約国から 1 名の代表者を以って構成され、原則として少なくとも毎年 1 回シンガポールで会合する。第 1 回の会合は、2006 年 11 月 27 - 30 日の間、シンガポールで開催されることになっている。

②総務会は、ISC に関わる全ての問題について政策を策定すると共に、議長の選任方法を含む総務会の議事手続規則を採択する。総務会の決定はコンセンサス方式*によることになっている。

③事務局は、総務会で選出される事務局長（Executive Director）と局長を補佐するスタッフで構成される。事務局長は ISC を代表する。事務局長は、総務会によって決定された政策及び ReCAAP の規定に従って、管理、運営及び財政問題に対して責任を負うと共に、総務会が決定したその他の問題についても責任を負う。

⑶ 情報共有センターの職務

ISC の職務は以下のように規定されている。

①締約国間における海賊及び船舶に対する武装強盗事案に関する情報の迅速な流れを管理し、維持すること、

②海賊及び船舶に対する武装強盗事案に関する情報、そして可能であれば当該行為に関わった個人や国際組織犯罪グループに関するその他の関連情報を含め､締約国によって伝達された情報を収集し、照合し、分析すること、

③前記②で収集・分析された情報に基づいて統計報告書を作成して締約国に配布すると共に、秘区分を解除した統計報告書を作成して海運業界と国際海事機関（IMO）に配布すること、

④海賊又は船舶に対する武装強盗の脅威が差し迫っていると考えられる合理的根拠がある時、可能であれば何時でも締約国に対して適切な警告を発すること、

⑤締約国による他の締約国への調査要請、それに対して要請された締約国がとった措置に関する関連情報を締約国間に回付すること、

⑥海賊及び船舶に対する武装強盗を阻止し、抑止することを狙いとして、総務会によって承認されたその他の職務を遂行すること。

ISC の職務遂行に関連して注目されるのは、ISC が「この協定の締約国がその構成員である国際機構」と位置付けられていることである。ReCAAP は第 5 条で、ISC と事務局長及び事務局スタッフが ISC の接受国において、その職務の全面的な遂行に必要な法的権能、特権及び免除を享有すると規定している。

ISC の実際の運用においては、まず各締約国は、ISC との連絡の責任を負う部署（focal point）を指定し（日本は海上保安庁)、各締約国は、指定した部署とその他の法令執行機関との間、更には関係 NGO との間で円滑で効果的な連絡体制を確立することになっている。ISC と各締約国間のこうした連絡網を通じて、海賊行為や船舶に対する武装強盗に関する容疑者、被害者及び被害船舶の発見、容

* コンセンサス方式は多数決と全会一致との間の中間的採決方式とされ、構成国個々の明確な意思表示を回避しながら、同時に会全体としての意思表示が可能というメリットがあるとされる。

疑者の逮捕、容疑船舶の拿捕、被害者の救助等の要請等について、情報共有体制と協力体制が構築されることになる。なお、情報の共有に当たっては、総務会は、締約国が提供する情報の秘匿性を尊重し、当該締約国の事前の同意がない限り当該情報を公表又は配布しないことになっている。

３．今後の課題

⑴　効果的な海賊対策には、関係各国の協力体制が不可欠である。その意味で、協力体制構築の基盤となる ReCAAP の発効と協力体制のプラットフォームとしての ISC の設置は、大きな意義を持つ。日本は、ISC への財政的支援や政府職員の派遣等の形で支援を行っていくと共に、ReCAAP を通じた海賊対策に積極的に取り組んでいく方針である。（外務省声明、9 月 4 日）

しかしながら、協力体制が効果を発揮するためには、関係各国の全面的参加と協力が不可欠である。その点で、ReCAAP に署名、締結していない、インドネシア、マレーシア、中国が今後どのような姿勢で臨むのか、注目されるところである。インドネシアとマレーシアは、ReCAAP が沿岸 3 国との主権と相容れないと見ているようである。インドネシア国防省のスサンティ防衛戦略局長は、ReCAAP がアジアの海洋における海賊対策を目的としているなら、何故マラッカ海峡の安全確保に責任を持つ沿岸の主権国であるシンガポールに ISC が設置されるのか、と指摘している (Antara News, Jakarta, September 2, 2006)。また、スダルソノ国防相は 9 月 25 日の国民議会で、インドネシア政府は ReCAAP がマラッカ海峡の安全を確保する沿岸 3 国の主権を侵害することから参加を見合わせているとして、マラッカ海峡の安全を守るためなら ReCAAP は必要ないし、情報共有体制もクアラルンプールの国際海事局（IMB）海賊通報センター（The Piracy Reporting Centre: PRC）やロンドンの IMO を通じて既に存在しており、また利用国の関与は技術的支援のみで十分である、と述べている（Antara News, Jakarta, September 25, 2006)。インドネシアは、マラッカ海峡だけでなく、海賊事案が世界で最も多い群島水域を抱えており、その哨戒能力の不足と海賊の温床として国内の貧困や取締り当局の腐敗が指摘されているにも関わらず（本月報 8 月号、2. 情報分析参照)、沿岸国の主権優先と域外国には技術支援のみを期待するというスタンスを堅持しているようである。スダルソノ国防相は、インドネシアが最終的に ReCAAP への参加を決心するとしても、自国の能力と国益に留意していくとしている。

一方、マレーシアはいずれ ReCAAP に参加すると見られているが、PRC を抱える同国も ISC がシンガポールに設置されたことを問題視しているようである。沿岸 3 国がマラッカ海峡の安全確保のために協力関係を強化している中で、ReCAAP が沿岸国とその他の関係国との間の合意を図るという政治的問題を新たに提起したことは明らかである*。

中国は ReCAAP には未だ参加していないが、マラッカ海峡の安全確保には協力していく方針を示している（1.1　治安、解説参照)。中国の態度には、ReCAAP が日本の主導で実現した政府間協定であることが微妙に影響している可能性も排除できないと見られる。また、ReCAAP は発効後、前記 16 カ国以外にも開放されることになっているが、マラッカ海峡の安全確保に積極的な姿勢を表明している米国が直接参加するか、あるいは間接的な形で関係を持つか、今後の動向が注目されるところである。他方、ロシアは、ISC に協力することに関心を持っているといわれる。イワノフ国防相はモスクワでシンガポールのヒーン国防相と会談した際、両国がテロ対処、拡散防止、海洋の安全保障に共通の関心を持っており、この文脈でロシアは ISC に協力していく、と語った（MosNews, September

* Vijay Sakhuja,“Regional Cooperation Agreement On Anti-Piracy,”OPR Strategic Trends, Vol. Ⅳ Issue, pp.22-23, July 10, 2006.

29, 2006)。
⑵　国際機関としてのISCの運営に当たっては、政策策定に当たってのコンセンサス形成のプロセスを通じて、構成各国の利害対立も当然予想され、また運営の主導権を巡るASEANとその他の国、あるいは主要国間の抗争の可能性も排除できない。

加えて、既存の体制との関係の在り方も重要である。スダルソノ国防相が指摘するように、マレーシアには民間組織としてPRCが機能している。国際商業会議所（ICC）は1981年に下部組織として民間非営利機関、IMBを設置し、IMBは1992年10月、クアラルンプールにPRCを設置した。PRCは、海運業界や保険会社の寄付金で運営され、船籍、船主を問わず全ての船舶が無料で利用できる。PRCは24時間365日態勢で、①海賊事案の通報を受信、管理し、②情報を各国関係機関と近隣を航行する他の船舶に通報して注意を喚起し、③被害船舶の船主と乗員を支援し、④世界中の海賊情報を収集、整理し、四半期毎の報告書と年次報告書を発行し、配布する、といった業務を行っている。また1999年以来、海賊事案に関する週間リポートや最近ではGoogleマップによるオンライン海賊地図の提供をWeb上で開始した。（PRCのHP：http://www.icc-ccs.org/prc/sponsors.php）

こうした業務は、民間機関と国を構成要件とする国際機関との相違があるが、ISCのそれと基本的に同じである。海賊対策には関係各国の緊密な協力体制が不可欠だが、沿岸3国とタイを加えたマラッカ海峡の安全確保のための協力体制なども含め、既存の体制との整合性をどう確保し、協力関係を構築していくか、ReCAAPの本格的な運用における大きな課題となろう。

2.2　サハリン2一部事業の取り消しについて

ロシア天然資源省は9月18日、環境対策の不備を理由に原油・天然ガスプロジェクト「サハリン2」事業の一部停止を命令、トルトノフ天然資源相が20日、工事認可を取り消す文書に署名、即時発効し開発工事は停止された。本プロジェクトには日本企業も参画しており、我が国の資源エネルギー戦略に対し危機感が高まっているほか、我が国電力会社への液化天然ガス（LNG）供給時期がずれ込むことが懸念される。

本月報では、特に海洋における資源エネルギーの開発動向を重要な関心事として取り上げてきた。このプロジェクトは我が国周辺での開発計画であり、中東地域からの石油輸入に比して、長く脆弱なシーレーンを必要としないことから、我が国資源エネルギー戦略にとって極めて重要なプロジェクトとなっている。本稿では、ロシア側の狙いや今後の見通しなどについて、以下に検討した。

1．サハリン2プロジェクトの概要

サハリン2プロジェクトは、ロシア・サハリン島北東部沖において石油と天然ガスを開発するプロジェクトの1つであり、その埋蔵量は天然ガス5,000億立方メートル、石油11億バレルと推定されている。サハリン2プロジェクトの事業主体は、サハリン・エナジー社（出資比率：ロイヤル・ダッチ・シェル（英蘭）55%、三井物産25%、三菱商事20%）で、ロシア企業を含まない100%外資会社であることが特徴である。

同社は、1991年に旧ソ連政府によるサハリン沖鉱床の国際入札発表を受けて1994年に設立され、ロシア政府との生産物分与協定（PSA）に基づいて契約し、2001年に全体開発計画が承認され、2003

年には環境審査を経て事業計画が承認され、原油・LNG 生産施設、輸送施設の建設などが開始され、現在工事は概ね 7～8 割方終了している。2007 年末から原油の通年生産が、2008 年夏から天然ガスの生産が開始されことになっていた。LNG（年間 960 万トン）のうち 470 万トンが日本向けに輸出される予定であった。

今回工事認可が取り消されたのは、2003 年 7 月に事業許可が出された第 2 段階の事業で、800 キロに及ぶ陸上パイプラインの敷設や掘削プラットフオームの増設、LNG プラントの建設事業が含まれている。但し、サハリン北部沖合の油田で夏場だけ半年間原油の商業生産を行っている第 1 段階の事業は対象外となっている。

２．工事認可取消の理由とその背景

⑴　環境破壊

今回の認可取消の理由について、ロシュコフ駐日ロシア大使は 20 日、3～4 年前からロシア側が指摘してきた、石油採掘後の廃棄物の海洋投棄禁止などの約 60 件の違反項目のうち半数が解消していないことを挙げ、政治関与ではなく環境に関する法令違反が理由であると強調し、事業主体に対し義務を履行するよう改めて求めた。

環境破壊の実態について、ロシア天然資源監督局のミトボリ副長官は、①石油・ガスを採掘するプラットホーム周辺に絶滅が心配されているコククジラが生息し繁殖に悪影響を及ぼす、②パイプラインが通過する約 50 の河川における安全・環境対策が不備である、③南部アニワ湾の LNG 基地・積み出し施設の建設で掘り出された残土を不法に湾の 70 キロ以内に投棄し生態系を破壊している、④不法な森林伐採により 1,100 万ルーブル（約 4,800 万円）の損失（50 万ルーブル以上の損失は刑事告発の対象）となっているとして、環境破壊の損害額が 500 億ドル（約 5 兆 8,500 億円）にのぼる可能性があると述べた。

⑵　エネルギーの国家管理を強める資源ナショナリズムの動き

プーチン政権下のロシアでは、大国としての復活、国力の強化に向けて、エネルギー資源の国家支配を強化するため、政府系独占企業のガスプロムをエネルギー開発事業に参画させ、外資主導の開発事業を事実上困難な状況に追い込む国家戦略が鮮明になりつつある。この戦略は、プーチン大統領の任期終了（2008 年 3 月）まで加速されると見られる。プーチン大統領は 27 日、ロシア政府は法を順守しない不誠実な企業には相応の措置を取ることを決断しなければならないと言明し、戦略資源であるエネルギー開発は外資が参加する場合でも国家主導下で行うべきとの強い姿勢を示唆した。

サハリン 2 は全額外資の事業主体であり、ガスプロムが参加していないことにプーチン政権は不満を抱き、環境破壊を理由に圧力をかけたものとみられる*。こうした戦略を見越して、サハリン・エナジー社に 55%出資するロイヤル・ダッチ・シェルは 2005 年 7 月に、約 25%の株式をガスプロムに譲渡する方向でいったん合意していたが、条件で折り合いがつかず交渉は難航している。

⑶　ロシアに不利な PSA 見直しの動き

PSA に基づく契約は、国際原油価格が現在より大幅に安く、旧ソ連崩壊後の混乱期・市場経済化の

* ロシアは最近エネルギー開発で外資の比重が大きい企業への圧力を高めている。サハリン 1（エクソンモービル（米)、ロスネフチ（ロ)、丸紅、伊藤忠商事）でも、ガス輸出事業のガスプロムへの移管を迫る動きが具体化している。コビクタ・ガス田（TNK - BP（英ロ合弁)、インターロス（ロ)）でもガスプロムが TNK－BP のロシア側持分を取得すべく、地元検察当局が環境面での規則違反を理由に開発権の取り消しを示唆している。

中で、外国に資金と技術を求めるため外国企業に排他的権利を認めた、エリツイン政権時代の協定である。サハリン2の場合は投資額を全額回収するまで資源の所有権は事業主体に属し、ロシア側が受け取るのは利益の6%に過ぎず、開発側に有利な内容になっている。

ロシア国内では、最近のエネルギー価格高騰を背景に、PSAは海外への資産売り渡しによる国益毀損であるとみなす風潮がロシア政界の共通認識になっている。ロシュコフ駐日ロシア大使は20日、PSAがロシアにとって余りにも不利益で、国内には不満が強く破棄しろとの世論もあると国内事情を説明し、協定の見直しを条件に計画の実施を図りたいロシアの意向を示した。

一方、ロシア政府関係者は、強引な政治関与によるPSA見直しの動きを表向きには否定している。プーチン大統領は23日、外資が主導するエネルギー開発事業への国家管理を強めようとしているとの見方や、PSAに基づきロシアで開発するエネルギー事業について協定を破棄する狙いとの観測を共に否定した。

⑷　欧米の懸念

ロシアの「資源ナショナリズム」の姿勢に対して、欧米からは国際的な透明性に欠け、はなはだしいルール違反であるとして懸念が示されている。

米国務省のケーシー副報道官は22日、7月の主要国サミットの議長国だったロシアが主要議題に「エネルギー安全保障」を掲げ、議長総括でプーチン大統領が、契約遵守や市場の透明性向上などを盛り込んだことに改めて言及し、サミットの議長総括の約束をロシアが守る意思があるのか疑わしいと強い懸念を表明した。シラク仏大統領とメルケル独首相は23日、サハリンなどで外資が主導するエネルギー開発事業への国家管理を強めようとしている、PSAを破棄する狙いとの観測もあるとして、ロシアの姿勢に懸念を表明した。

３．今後の見通し—3つの可能性

今後の見通しとしては、3つの可能性が考えられる。1つは、比較的短期間で工事が再開される場合である。ロシアはLNG技術など日欧の支援なしに開発と販路の獲得が困難と見られることから、今回の認可取消は、日欧企業の完全排除が目的ではなく、ガスプロムが有利な条件で参画し技術や情報を得ることが狙いと見られる。そうだとすれば、ガスプロムがサハリン2に参画することが決まれば、ロシア政府は環境問題で態度を軟化させるとの期待が強い。ロシュコフ駐日ロシア大使は20日、プロジェクト全体を中止するつもりはなく、早く完成して欲しい、ガスプロムとシェルとの権益比率を巡る協議は2006年末には終わると述べ、早期再開への期待が強いことを明確にした。

2つ目は工事再開が長期化するとの見方である。サハリン・エナジー社がガスプロムの事業参入を考慮せず、環境問題を解決して事業を継続するには、独立した環境専門家に新たな環境整備計画の策定を委託し、それを天然資源監督局が認めることが必要である。この方針が可能な場合でも（プーチン政権の戦略からその可能性は低い）、工事再開までには1年以上はかかり、全体のコストは2倍近くになる可能性もあると言われている。

3つ目の予測として、事業の完全撤廃も考えられる。ロシア側が原油価高騰で強気に出て、PSAを解消し（議会が批准した法で、大統領の決定のみでは不可）、事業を抜本的に見直す場合や、サハリン・エナジー社が国際的な裁判に訴えるなど徹底抗戦で臨む場合は、事業の完全中止や当該外国企業の排除などの強硬策で応じる恐れもありうる。この場合には、欧米や日本の反発が高まり、外国企業による対ロ投資意欲をさらに減退させる結果になり、更にはロシアの国際的信用度にもかかわることなどから、こうした強攻策には自ら限界があろう。

４．我が国の対応

こうした可能性を踏まえて、我が国の対応は如何にあるべきか。安倍官房長官（当時）は 19 日、ロシア政府に対し適正で透明な手続きの確保と事業の円滑な実施を 18 日申し入れたことを明らかにし、日ロ間の象徴的な協力事業が大幅に遅延することになれば、日ロ関係全体に悪影響を及ぼすことを懸念していると強調した。新任の甘利経済産業相は 27 日、①環境への配慮が足りないとするロシアの指摘を冷静に分析し対処する、②ロシアはエネルギーを国の管理におく政策を進めている、③ガスプロムがサハリン 2 に参画したいとのことだ、④ある程度妥当な条件なら事業主体に譲歩を考えてもらうことも必要だと述べ、ガスプロムの事業参入で妥協し、工事の早期再開の可能性を探る意向を示した。

我が国は、2009～2011 年に年間輸入量の半分以上に相当する LNG の契約更新期を迎える。そうした中で、最大の輸入先であるインドネシアが 9 月に LNG の対日輸出量の大幅削減を決めた。更に中国や欧米の LNG 輸入の増大が当然視されている。こうした状況を考慮すれば、この問題をロシアとの間で早期に解決することで、我が国のエネルギー供給の安定を確保し、工事の遅れを最小限にして LNG の契約更新期への影響を抑える必要がある。

リンク先

Agence France Presse　（AFP）	*http://www.afp.com/home/*
American Forces Press Service	*http://www.defenselink.mil/news/articles.html*
Antara News	*http://www.antara.co.id/en/*
BERNAMA	*http://www.bernama.com/*
BIMCO	*http://www.bimco.dk/*
Channel News Asia	*http://www.channelnewsasia.com/*
Colombo Page	*http://www.colombopage.com/*
Hindustan Times	*http://www.hindustantimes.com/*
IMB Piracy Reporting Centre	*http://www.icc-ccs.org/prc/sponsors.php*
Interfax	*http://www.interfax.ru/index.html?lang=e*
International Herald Tribune	*http://www.iht.com/*
International Maritime Organization（IMO）	*http://www.imo.org/*
Lloyd's List	*http://www.lloydslist.com/*
MINDEF SINGAPORE	*http://www.mindef.gov.sg/imindef/home.html*
Ministry of Foreign Affairs, Singapore	*http://www.mfa.gov.sg/internet/*
MosNews	*http://www.mosnews.com/*
Office of the President Republic of China（Taiwan）（台湾総統府）	*http://www.president.gov.tw/en/index.html*
People's Daily Online	*http://english.peopledaily.com.cn/*
PLA Daily	*http://english.chinamil.com.cn/*
Reuters	*http://today.reuters.com/news/default.aspx*
RIA Novosti	*http://en.rian.ru/*
Scoop	*http://www.scoop.co.nz/*
Shiptalk	*http://www.shiptalk.com/*
Taipei Times	*http://www.taipeitimes.com/*
Taiwan News	*http://www.etaiwannews.com/*
The Australian	*http://www.theaustralian.news.com.au/*
The Business Times	*http://business-times.asiaone.com/*
The Hindu	*http://www.hinduonnet.com/*
The Honolulu Advertiser	*http://www.honoluluadvertiser.com/apps/pbcs.dll/frontpage*
The Russia Journal	*http://www.russiajournal.com/*
The Star Online	*http://thestar.com.my/*
The Times of India	*http://timesofindia.indiatimes.com/*
The White House	*http://www.whitehouse.gov/*
U.S.-China Economic and Security Review Commission	*http://www.uscc.gov/*
Xinhua（新華社）	*http://www.xinhuanet.com/english/*
Yonhap News	*http://english.yna.co.kr/*

海洋政策研究財団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門一丁目15番16号 海洋船舶ビル3F
TEL.03-3502-1828 FAX.03-3502-2033

（（財）シップ・アンド・オーシャン財団は、標記名称にて活動しています）